

8-6

庶発第492号 昭和44年5月10日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先: 科学技術庁長官, 大蔵, 文部両大臣)

科学技術に関する基本法等の制定について(勧告)

標記のことについて、本会議第53回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

最近国会において、「科学技術振興基本法」を制定しようとする動きが見られるが、同法を制定するに当っては、従来から当会議が主張してきた科学研究基本法をまず制定し、さらに基礎から応用に至る全研究分野の調和ある発展を確保するため、人文・社会科学を含む基礎科学の全領域を対象とした「学術振興法(仮称)」を「科学技術振興基本法」と同時に、制定するよう強く要望する。これにより、この領域の研究予算を格段に増額することが、近時における科学研究の世界的規模の大躍進に対応するのに不可欠の要件である。

従来これらの基本法論の中で、日本学術会議の位置付けが明確にされず、学術会議とは無縁に国の科学・技術に関する基本的施策が立てられるかのような感があるのはきわめて遺憾である。今後法案中には、基本計画のごとき重要案件について学術会議の意見が微せられることを明確に規定されたい。

これらの条件が満されないかぎり、「科学技術振興基本法」案が単独に先行して制定されることは諸科学の調和ある発展を阻害するおそれがあるので、これには反対である。

8-7

昭和44年5月26日

大学問題について(声明)

第350回運営審議会

本会議がしばしば声明や勧告でその見解を明らかにしてきたように、大学紛争の真の解決は権力による規制によって得られるものではない。5月24日に国会に提出された「大学の運営に関する臨時措置法案」は、大学の自主的・民主的改革をはばみ、かえって紛争の抜本的解決を困難にするものである。この法案の内容が大学の自治と学問思想の自由を破壊し大学の存立を危くする重大な危険性を含むことを考え、本会議はこの種の立法につよく反対するとともに、すべての大学と科学者が問題の自主的解決に一層努力されることを期待する。

8-8

庶発第838号 昭和44年7月2日

人事院総裁 佐藤達夫 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先: 国立大学協会会長)

国立大学教官ならびに研究公務員の待遇改善について(申入れ)

標記のことについて、本会議第351回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

最近20年間における世界の科学の発展とそれが人類社会に及ぼす影響はますます大きなものになってきた。そのため、補助的な研究者を含め、科学者の責任は著しく増大してきた。

従って、各国とも、これら科学者の養成・確保のため、その待遇には多大の配慮を払っている。

しかるに、わが国では、本会議がこれまで繰り返し政府ならびに人事院に対して要望、申入れ、あるいは勧告を行なってきたにもかかわらず、いまだに科学者の待遇についての根本的な改善が行なわれているとはいがたい状況にある。特に、若手堅科学者の待遇について、このことは顕著である。

たとえば、助手のほぼ半数が、待遇の劣悪から、いわゆるアルバイトを行なっていて、研究専念の障害になっている。

また、住宅問題で多くの科学者が深刻に苦しんでいる。（たとえば、別添資料によれば、調査対象の研究公務員の57%は書斎がないと訴えている。）こうした劣悪な待遇が、「大学問題」や「頭脳流出」のひとつの要因にもなっている。たとえば、アメリカに移住した科学技術者数の推移をみても、1965年に比し1967年は、ドイツの1.3倍に対し日本が3倍となつていて日本の「頭脳流出」がいかに多くなっているかを知ることができる。

本会議は、科学者待遇問題の重要性と深刻さにかんがみ、次の諸点について格段の措置を取られるよう要望する。

1. 初任給調整手当を本俸に組み入れ、かつ、初任給を大幅に上げること。少なくとも、現行の初任給調整手当の系別格差をなくし、大幅に引き上げること。
2. 当該大学が大学院に関係すると認めた助手全員に俸給の調整額を支給し、その額を8%に引き上げること。
3. 助手でも3等級への格付けを可能にすること。
4. 助教授の定数を流用しなくてすむよう、講師の枠を広げること。
5. 教務員のポストにあって実質的に教育研究に携わっているものについては、格段の待遇改善をはかること。
6. 大学教官中堅層の給与の中だるみを是正すること。
7. 指定職乙の昇格条件を大幅にゆるめ、指定職甲への渡りも容易にし、給与の最高額を上げること。
8. 研究補助職の待遇には特に留意し、その初任給を大幅に上げ 4等級から3等級への昇格は、研究所長、試験所長などの認定で行なえるようにすること。
9. 研究職の給与は、少なくとも大学教官なみとし、中堅研究者の給与の中だるみを是正すること。
10. 特別調整額は、その適用枠を大幅に広げ、かつ、これを本俸へ繰り入れること。
11. 主任研究官を含め、上位等級の定数を大幅に増すこと。
12. 研究所長、試験所長などは全員指定職に格付けし、かつ現在の指定職甲の枠を広げること。
13. とりわけ、科学者の住宅問題は深刻であるので、公務員住宅のおもいきった増設ないし、住宅手当制度の創設を行なうこと。

資料

(研究公務員の待遇問題に関する調査)から抜粋

IV - 4 表 書斉の有無

	(A)			(B)			(C)		
	室長	研究官	計	室長	研究官	計	室長	研究官	計
ナシアリ	2	13	15	41	55	96	25	70	95
-- 2.5帖	0	0	0	1	1	2	0	2	2
3.0-	2	2	4	3	5	8	3	7	10
4.5-	2	2	4	4	8	12	5	8	13
6.0-	5	2	7	4	6	10	12	18	30
8.0-	1	0	1	3	0	3	2	1	3
10.0-	0	0	0	0	1	1	1	0	1
12.0-	0	0	0	0	0	0	1	0	1
?帖	0	0	0	0	0	0	4	5	9
無記入	1	0	1	5	10	15	1	2	3
小計(アリ)	11	6	17	20	31	51	29	43	72
計	13	19	32	61	86	147	54	113	167

(A), (B), (C)は試験・研究所を示す。

8-9

庶発第855号の2 昭和44年7月5日

文部大臣 坂田道太 殿

日本学術会議会長 江上 不二夫

昭和45年度科学研究振興に必要な予算について(申入れ)

標記について、本会議第351回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

わが国の科学研究の調和ある発展に対して、文部省所管の科学研究振興費は極めて重要な役割を果しており、その意義は高く評価されている。それ故に、日本学術会議は毎年文部省所管の科学研
究振興費のうち科学研究費補助金が年々多額に増額されることを要望してきた。

本会議は、先にわが国の科学研究振興に要する国家予算の画期的な増額とその体系の整備ならびに運用の改善を含む「科学研究計画第1次5ヶ年計画」を政府に勧告し、その中で現在の文部省所管の科学研究振興費と関連して、科学研究基金(仮称)の設置を提唱しているが、ここに要求する科学研究費補助金についても、将来その方向に沿って正しく発展すべきことを期待し、昭和45年度においても、これが画期的に増額され、かつ効果的に使用されることを要望する。

その総額ならびに区分は、下表の如くとするととを適當と認める。